



海洋プラスチック問題の解決に向けた 環境省の取組について

平成31年2月26日

環境省説明資料

海洋プラスチックごみ対策の動向

海岸漂着物処理推進法改正 (2018.6.15成立)

- 目的の改正：海洋環境の保全の観点等を追加。
- 「漂流ごみ等」の追加、漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- 3 Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制
- マイクロプラスチック対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務、政府によるマイクロプラスチック抑制のための施策の在り方についての速やかな検討及びその結果に基づき措置を講じる旨を規定）
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

第4次循環型社会形成推進基本計画(2018.6.19閣議決定)

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。

産業界、自治体、NGO、国民等の自主的な取組の促進

- 消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めるため「プラスチック・スマートキャンペーン」を展開。

目的 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念 総合的な海岸環境の保全・再生 責任の明確化と円滑な処理の推進 3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果
的な抑制 海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 処理の責任等

海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のため必要な措置を講じなければならない。
海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。 等



(2) 地域外からの海岸漂着物への対応

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
環境大臣は、の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

(3) 漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、発生状況・発生原因に係る定期的な調査、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導 に努める。

マイクロプラスチック対策

事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。 政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

財政上の措置

政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針改定案(概要)

経緯

平成21年の海岸漂着物処理推進法制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30年6月に同法が改正された。法改正を踏まえ、同法に基づく政府の基本方針を改定するもの。

主な法改正事項

1. 漂流ごみ等の円滑な処理の推進
2. 3Rの推進等による発生抑制
3. マイクロプラスチック対策
4. 民間団体等の活動支援
5. 国際連携、国際協力

1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

海岸漂着物等の円滑な処理

- 流域圏(内陸～沿岸)で関係主体が一体となって対策を実施
- 地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
- 大規模漂着流木等の緊急的な処理に対する災害関連制度の活用を推進



海岸漂着物等の効果的な発生抑制

3Rの推進による循環型社会の形成

- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどにより、廃プラスチック類の排出を抑制
- 効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性のバイオプラスチック・再生材の利用の推進、廃プラスチック類の適正処理を徹底
- 漁具等の海域で使用されるプラ製品の陸域での回収徹底、可能な限り、分別、リサイクル
- 事業者は、洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減徹底など、マイクロプラが海洋に流出しないよう、その使用抑制に努力
- 国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について、実態を把握

マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

容器包装のプラスチック削減の取組



多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 行政、国民、民間団体、事業者等の全国規模での連携強化
- 表彰等により積極的な参画を促進
- 研究者間の連携を強化

国際連携の確保及び国際協力の推進

- 世界的な取組への積極的な関与
- アジア等の関係国との連携・協力の促進
- 途上国の発生抑制対策の支援
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワーク構築

その他対策に必要な事項

- 環境教育
- 消費者教育
- 普及啓発
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用 等

2 地域計画の作成に関する基本的事項

地域計画には、重点区域の設定、対策内容等を規定
都道府県が地域計画を作成又は改定するに当たっては、内陸から沿岸に渡る流域圏の主体が一体となる必要があること等に留意。

3 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、有識者や事業者等を含む幅広い主体の参加が望まれる。

その他

1. 推進体制
2. 各種施策の点検

背景

2019年2月時点

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」
【マイルストーン】

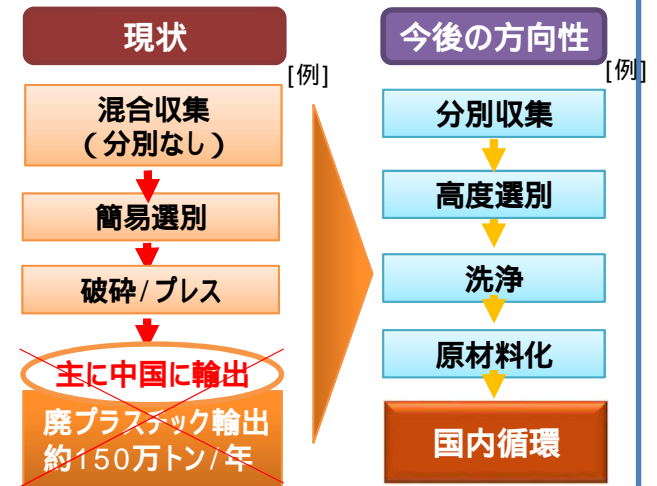
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	<p><リデュース></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <p><リユース・リサイクル></p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用 <p><再生利用・バイオマスプラスチック></p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年までに再生利用を倍増 ② 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 	
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援) ➢ 需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等) ➢ 循環利用のための化学物資含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 	
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ボイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海岸漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ➢ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢ 代替イノベーションの推進 	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開) ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) 	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) ➢ 技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション) ➢ 調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策) ➢ 連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開) ➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤(E S G投資、エシカル消費) ➢ 海外展開基盤 	

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション(技術・消費者のライフスタイル)を促進**

プラスチックごみの回収・適正処理

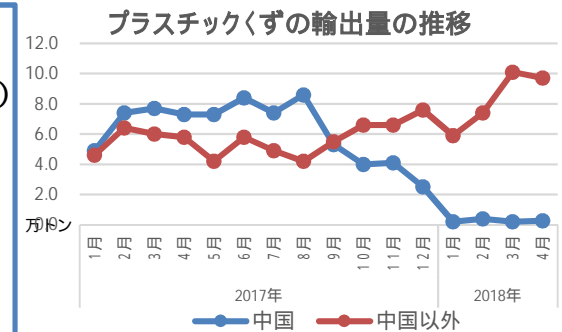
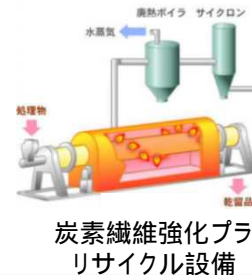
背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、平成29年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、本年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO₂型のリユース・リサイクル設備や「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。

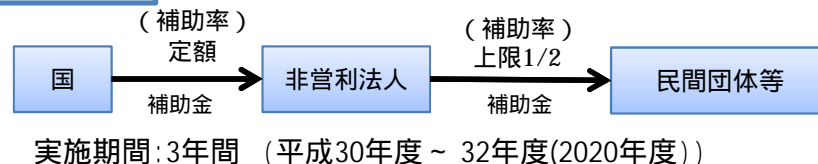


事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型(トッランナーと同水準)設備への補助(18.3億円)
 - 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型設備への補助(15億円)
- (例)



事業スキーム



期待される効果

- ・設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進 (平成32年度86,000tCO₂/年の削減効果)
- ・環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化

監視ウィークの概要

不法投棄の撲滅には、「不法投棄を発生させない未然防止対策」が重要。
平成19年度より、全国的な取組として、5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定。
国、都道府県等、市民等が連携し、監視活動や啓発活動等を全国で実施。

【平成30年度の取組状況】

ウィーク期間内外の全ての予定事業数は4,966件（前年度：4,826件）（ ）内は全て前年度の実績

・ウィーク期間内に実施する事業数	国	： 226事業（前年度：203事業）
・ " 外 "	"	： 276事業（前年度：284事業）

・ウィーク期間内に実施する事業数	都道府県	： 209事業（前年度：191事業）
・ " 外 "	"	： 272事業（前年度：269事業）

・ウィーク期間内に実施する事業数	政令市	： 142事業（前年度：134事業）
・ " 外 "	"	： 237事業（前年度：225事業）

・ウィーク期間内外に実施する事業数	市町村(政令市除く)	： 3,490事業（前年度：3,375事業）
-------------------	------------	------------------------

・ウィーク期間内外に実施する事業数	廃棄物関係団体	： 114事業（前年度：145事業）
-------------------	---------	--------------------

【海洋ごみに係る取組の例】

- ・地方環境事務所と自治体の海上パトロール(海岸での不法投棄や漂着ごみの監視)
- ・海上保安庁と地元小学校の海岸清掃及び漂着ごみ調査

その他の取組

【不法投棄ホットライン】

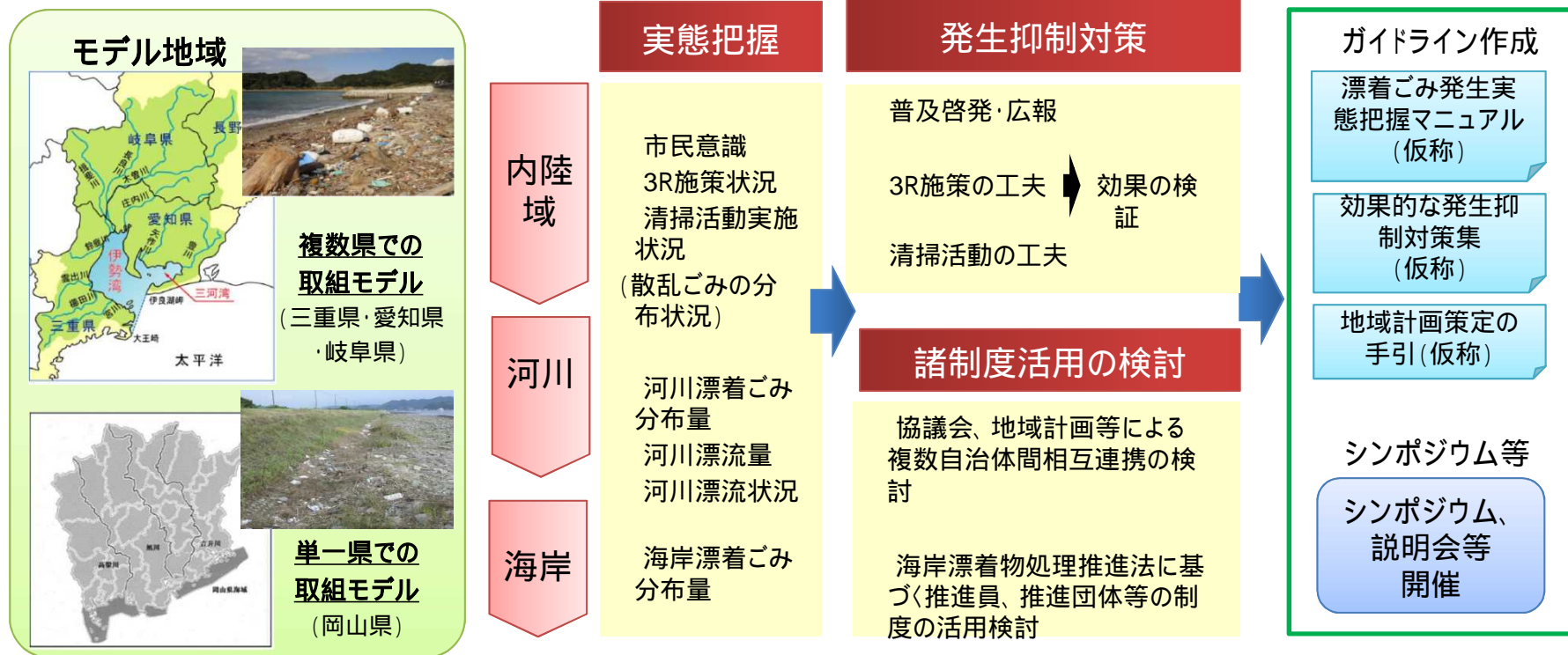
不法投棄に早期に対応するため、関連情報の国民受付窓口として環境省不法投棄ホットラインを設置。情報受付時は、地方環境事務所を通じて、都道府県等に情報提供。適宜、都道府県等と連携した現地調査を実施。

【不法投棄等の未然防止等対策】

今後、更に都道府県等において独自に行った不法投棄の未然防止・拡大防止対策の優良な先進的事例の情報収集を行い、他県への展開を図る予定。

より一層の海洋ごみ削減のためには、その回収・処理の継続的な実施に加え、多様な主体が連携した**内陸域を含めた広域的な発生抑制対策等を推進**することが非常に重要。

モデル地域を選定し、海洋ごみにつながる内陸域、河川での散乱、漂流、漂着ごみの実態把握、及び発生抑制策の検討及び実証実施を通じて効果を検証。これらの取組から得られる知見をとりまとめる。



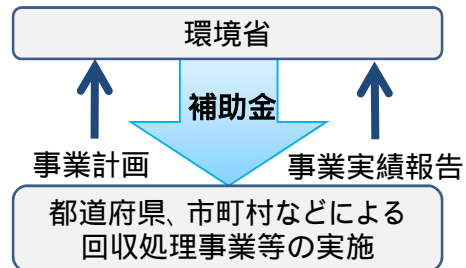
成果を全国に横展開し、広域的な発生抑制対策を推進

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

(補助率)
 地域計画策定事業(都道府県のみ)・・・補助率 1/2、定額 (流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。)
 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10
 さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

事業目的・概要等

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理事業活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

(岡山県笠岡市上浦港)

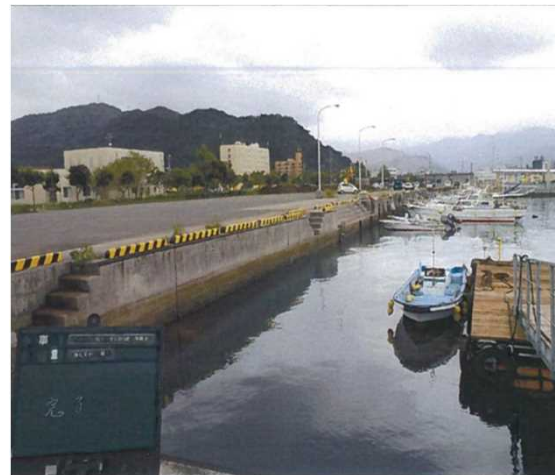
(大分県津久見市津久見港)

(長崎県対馬市上津島町琴)

(事業前)



(事業後)



イノベーション

背景・目的

- **世界的課題**である海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約、地球温暖化対策等の観点から、**プラスチックの3Rや再生可能資源への転換が求められる。**
- さらに、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、大量の廃プラスチックの国内滞留が深刻化し、焼却・埋立量や処理コストも増加。不法投棄・不適正処理も懸念され社会問題化。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、石油資源由来の素材から紙、バイオ・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換を図っていくとともに、**使用済みの廃プラスチック等の省CO2リサイクルシステムを構築することが不可欠。**
- このため、新たに策定する「プラスチック資源循環戦略」に基づき **代替素材である再生可能資源への転換・社会実装化、使用済素材のリサイクルプロセス構築・省CO2化を強力に後押しし、低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築を加速化する。**

事業概要

代替素材である紙、バイオ・生分解性プラ(再生可能資源)への転換・社会実装化支援

紙、バイオ・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。

プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化支援

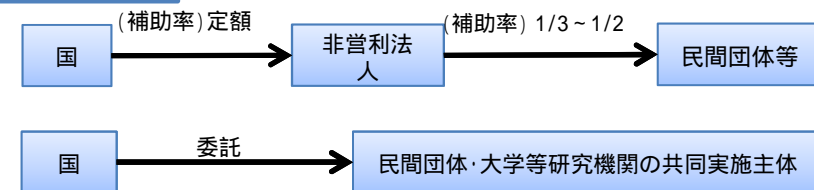
複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

期待される効果

- プラスチック資源循環戦略に掲げるマイルストーンの達成 (ワンウェイプラスチック排出抑制、容器包装リサイクル、使用済プラスチック全体の資源有効利用、再生素材利用、バイオマスプラ導入)
- 資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出 (新たな成長の源泉)

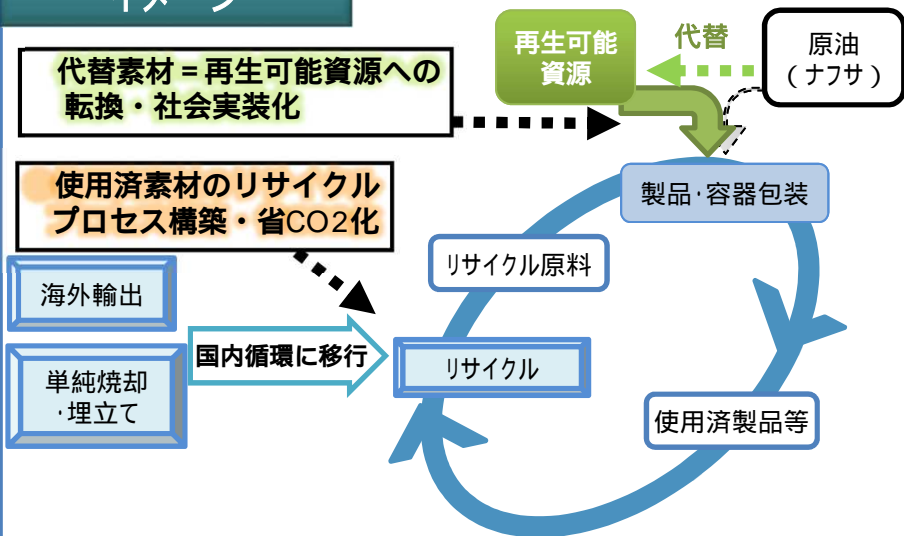
事業目的・概要等

事業スキーム



実施期間: 平成31(2019) ~ 35年度(2023年度)

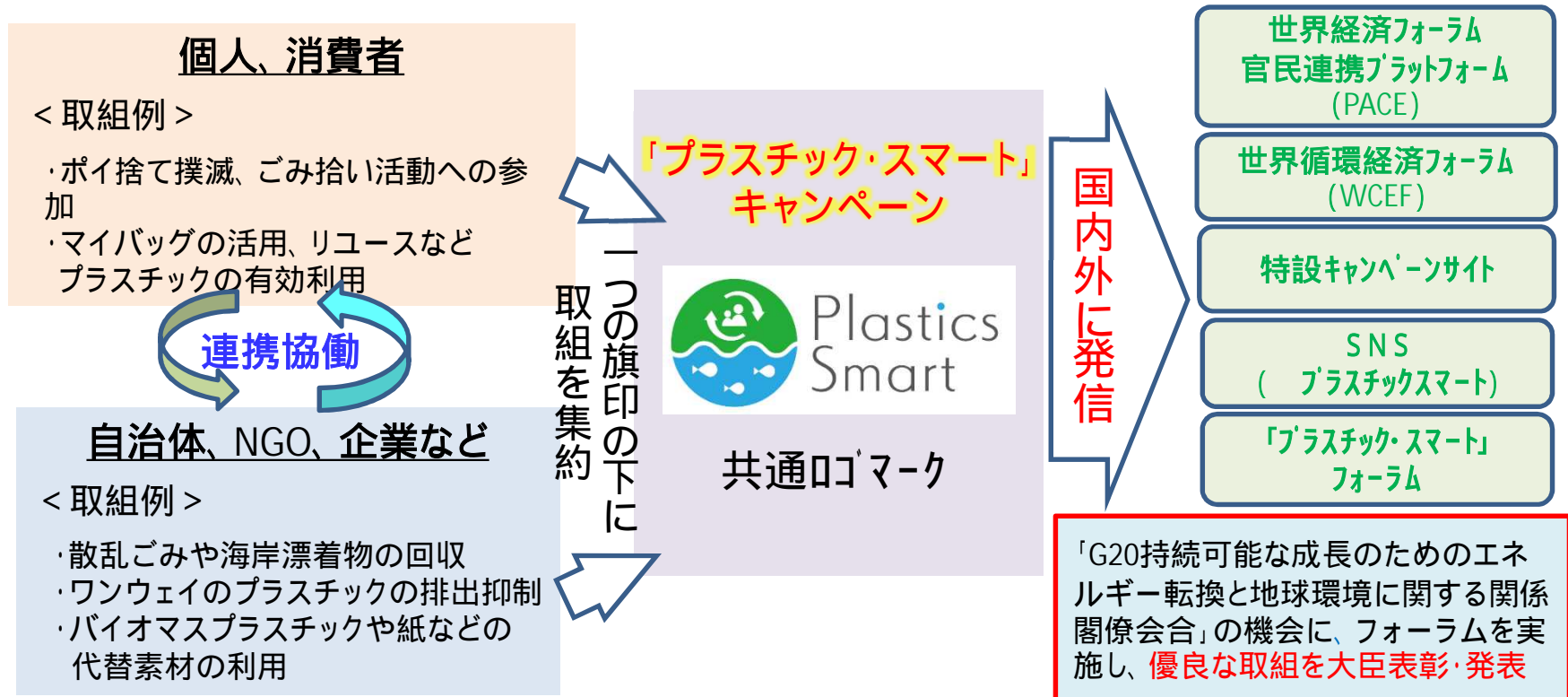
イメージ



普及啓発・多様な主体との連携

海洋プラスチック問題の解決に向けては、消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めることが必要。

このため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“**プラスチックとの賢い付き合い方**”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「**プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-**」と銘打って展開。



□ 環境省、経団連、セブン＆アイ、日本マクドナルド、積水ハウス、イオン、三菱商事、兵庫県、神奈川県、北九州市、呉市など 176社・団体

海岸アダプト清掃事業
呉市豊町地区公衆衛生協議会



地域住民総出で、1年に1回、海岸への漂着ごみの清掃をしています。この清掃活動により、地域住民の意識が改善されて、今では、海へのごみを投棄したり、海岸でゴミの焼却をする人もいなくなり、海からの生活関連ゴミや漁具廃棄物も元をたたくてこないも継続して、

SDGsに資するプラスチック関連取組事例集の公表
一般社団法人 日本経済団体連合会

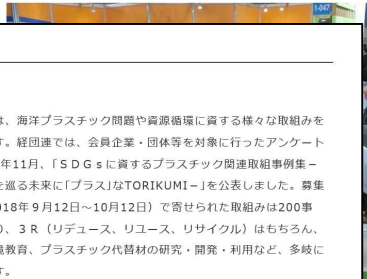


日本の経済界は、海洋プラスチック問題や資源循環に資する様々な取組みを推進しています。経団連では、会員企業・団体等を対象に行ったアンケートを基に、2018年11月、「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集—プラスチックを巡る未来に「プラス」なTORIKUMI—」を公表しました。募集期間1ヶ月(2018年9月12日～10月12日)で寄せられた取組は200事例を超えており、3R（リデュース、リユース、リサイクル）はもちろん、海岸清掃や環境教育、プラスチック代替材の研究・開発・利用など、多岐にわたっています。

更に、募集期間を延長し、2018年11月30日時点で250事例を超える取組事例が寄せられました。

[詳細はこちら](#) ※外部ページにリンクします。

楽しく学ぶ容器包装の3R～自治体と連携した人材育成～
NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット



元気ネット
持続可能な社会をつくる

元気ネットは、楽しく学べる3R講座のプログラムを開発し、3Rを伝える「3R市民リーダー」育成事業を様々な自治体・企業と連携して実施しています。ゲーム・クイズ・寸劇等、様々なプログラムがあり、学校への出張講座、地域の環境まつり、エコライフフェア、エコプロ、3R全国大会等で普及啓発に取り組んでいます。

ペットボトル自動回収機
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス




セブン-イレブン、イトーヨーカドー、ヨークマート、ヨークマートの店頭でペットボトル自動回収機を設置しています（2018年2月現在 計701台）。回収したペットボトルは、国内で再資源化され、一部はプライベートブランド商品の容器包装の原料に活用しています。ご協力いただいたお客様には、「環境に貢献していること」を実感いただけるように、リサイクルポイントを付与しています。

“ワイズ・コンサンプション”の優先的取組
環境省

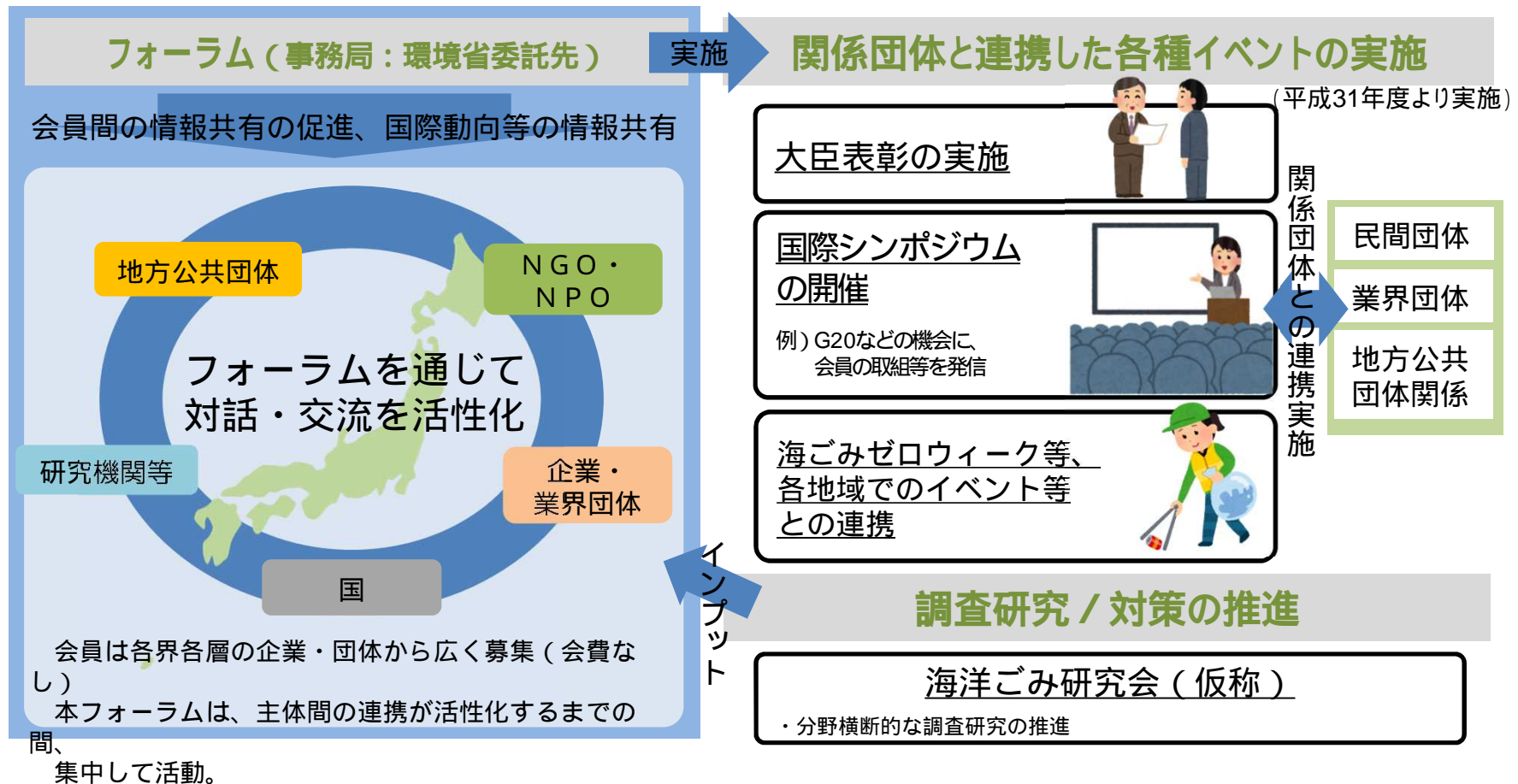


減らす

1. 審議会や検討会など、環境省のあらゆる会議において、今後、ストロー、カップ、かき混ぜ棒など、ワンウェイのプラスチックを使用しません。
2. 本庁舎をはじめとする食堂において、ワンウェイのプラスチック食器・容器を今後使用しません。
3. 職員に対して、今後、庁内において、マイバッグ等の活用により、レジ袋はもとより、ストロー、スプーン、フォークなどの不必要なワンウェイのプラスチックの使用を自粛することを徹底します。これに合わせて、庁内内のコンビニ、テナント等に協力を要請し、使用自粛のための声掛けなどを徹底していただきます。
4. グリーン購入法等の仕組みを活用して、こうした“ワイズ・コンサンプション”の取組を各省庁に率先して提案し、広げていきます。

○海洋プラスチックごみの削減に向け、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進する「プラスチック・スマート」キャンペーンを更に強化することを目的として、「プラスチック・スマート」キャンペーンの参加者を始めとする様々な団体の対話・交流の促進するものとして設置。

フォーラムでは、関係団体とも連携し、大臣表彰の実施、国際シンポジウムの開催、各地域でのイベント等の実施等の情報発信・普及啓発を行うほか、研究者による最新の知見を共有する。



目的

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)までの前後の期間を”海ごみゼロウィーク”として定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクションを全国の個人、団体、企業、自治体に呼び掛け、ごみ拾い活動を行い、そのアクションを可視化していく。それにより、プロジェクトをオールジャパンで連動し現象化していき、世界へ発信していく。

活動の柱

日本財団・環境省から、各団体・機関に応じて下記内容を呼び掛け、海ごみゼロウィークをオールジャパンで促進していく。

ごみ拾い活動

ごみ拾い活動の呼び掛けを行い、ウィーク期間中に広域で実施。

- ・政府官公庁
- ・NPO・NGO、ボランティア団体
- ・地方自治体、地域コミュニティ
- ・海と日本連携パートナー、など

ごみの調査・分析

ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、どこでどのようなごみがどのくらいの量や種類があるかなどを分析して報告。

- ・地方自治体
- ・各研究機関
- ・NPO・NGO、関連企業等

海ごみ普及啓発

海ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベントなどを実施していく。

- ・教育機関
- ・海洋関係団体
- ・NPO・NGO

日本財団・環境省の取組

- ・各活動やイベントの情報を集約しweb上で掲出するなど、情報を発信。
- ・オリジナルごみ袋の提供
- ・後方支援活動(取材・撮影等サポート)

メッセージ

趣旨

いま、海洋ごみによって、海の未来は危機に瀕している。海の危機は、人類の危機。そして、海ごみの大半は、町から来ている。

だからこそ、海の豊かさを守り、これ以上、海にごみをださない、という強い意思で、日本全体が、世界中が連帯する必要がある。

5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)～6月8日(世界海洋デー)までの前後の期間を海ごみゼロウィークと定め、日本全体で、海洋ごみ削減のためのアクションを一斉に行う。ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。この当たり前の行動は、日本の誇りであり、世界の模範となる。そして、一人ひとりの行動が、海の未来を守ることにつながる。

いまこそ、行動を起こそう。日本から世界へ、海の未来を変える挑戦を実現していこう。

共通アクション

アイテムを身に着けて、

海ごみゼロ袋でみんなで全国一斉清掃アクション!

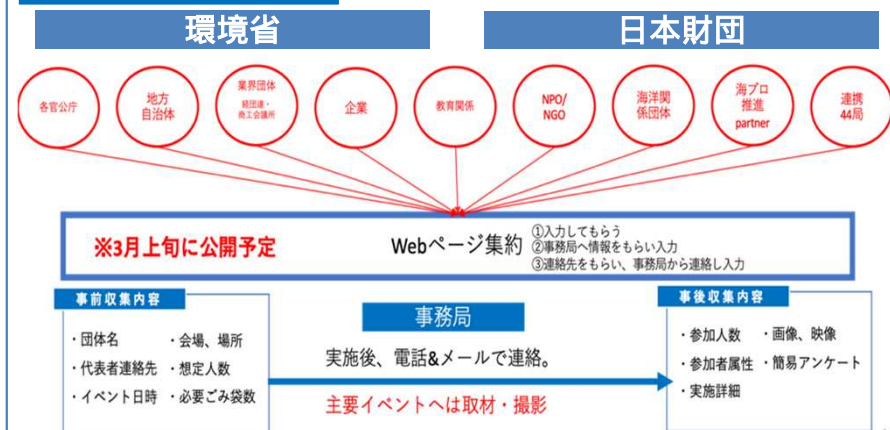
青いTシャツや青いタオル、青いアクセサリーなど、青色のアイテムを身に着けて活動に参加して、オリジナルごみ袋でゴミ拾いを行う。

目標

3カ年で延べ、240万人のプロジェクト参加

2019年海ごみゼロウィーク期間中
ウィーク全体で、2000箇所、80万人規模参加を目指す

情報集約



目的

- 海洋ごみ問題の解決には、我が国そして国際社会において対策を積極的に行うことが不可欠。
- 海洋ごみ対策に関して、全国から優れた取組を募集・選定し、2019年6月に開催予定の「海ごみゼロ国際シンポジウム」で表彰し、深刻化する海洋ごみ問題の解決に向けた日本のモデルとなるような取組を世界に発信していく。

部門

以下の3部門で、企業、研究機関、NPO・NGO、地方自治体、個人の海洋ごみ対策の取組を募集。自薦他薦ともに受付。

<p>アクション部門</p> <p>海洋ごみ問題に対して、効果的な活動を継続的・発展的に展開し、かつその功績が顕著であると認められる実践的活動や普及啓発等の取組み</p>	<p>イノベーション部門</p> <p>海洋ごみの円滑な処理及び発生抑制において、革新的かつその功績が顕著であると認められる技術開発等の取組み</p>	<p>アイデア部門</p> <p>海洋ごみ問題をこれまでにない視点から解決しうる、既存の枠にとられない将来に向けた広がり期待される萌芽的な取組みや着想</p>
--	--	--

応募

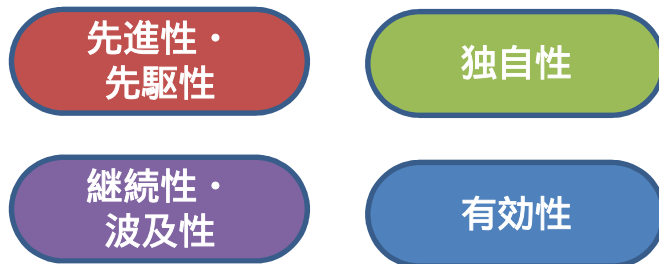
応募期間：2月18日(月)18:30～4月10日(水)17:00
 応募、審査、表彰のスケジュールは以下の通り

2月18日 ～4月10日	海ごみゼロアワードの募集
4月15日 ～4月26日	海ごみゼロアワード審査委員会による 審査・受賞者決定
5月7日週	受賞者への審査結果の通知
6月中旬	「海ごみゼロ国際シンポジウム」での表彰

応募についての詳細は以下のURLを参照。
 URL：http://uminohi.jp/umigomizero_award2019/

審査方針





選考の審査方針としては、下記4つを設定。



別途審査委員会と協議の上、審査基準を策定

表彰

各部門ごとの表彰と、最優秀賞・審査委員特別賞について表彰を行う。

 最優秀賞 (1者)	奨励金 金額 100万円
 環境大臣賞 (各部門1者・計3者)	奨励金 各部門 金額 20万円
 日本財団賞 (各部門1者・計3者)	奨励金 各部門 金額 20万円
 審査委員特別賞 (1者)	奨励金 金額 20万円

2019年6月に開催予定の「海ごみゼロ国際シンポジウム」での表彰。
 「プラスチック・スマート」、「海と日本プロジェクト」等のwebサイトでの発表。

目的

- 2019年6月15日、16日に日本が議長国を務めるG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が開催され、海洋プラスチックごみ問題が取り上げられる見込み。
- このような機運を捉え、国内外の幅広い関係者に参画していただき、日本を中心に海洋プラスチックごみ対策における企業・団体の優れた取組や学術研究の成果などを、一般公開のもとで紹介し、問題の解決に向けた我が国の取組を国内外に発信する。

日時・場所

日時: 6月中旬

会場: 笹川平和財団国際会議場

住所: 港区虎ノ門1-15-16



構成

シンポジウム構成(予定)

- 海洋ごみによる汚染の現状報告
- 海ごみゼロアワード表彰式
- 日本の取組紹介
- 世界の取組紹介



シンポジウム後、関係者によるレセプションを実施予定

プログラムの詳細は決まり次第公表



対象

- 各国関係者
- 企業・業界団体
- NPO・NGO
- 政府、地方自治体関係者
- メディア
- その他

日英同時通訳を予定



イメージ

国際貢献

- 廃棄物処理制度・システム・廃棄物発電技術ガイドラインなど制度整備支援。途上国（政府、企業、国民）の意識変革（人材育成）を支援。
- 廃棄物プラント業界と一体となって、廃棄物発電の案件を形成。FS調査支援等によりバックアップ

- **我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**
 - **民間企業の案件形成・実現可能性調査（FS調査）を支援**

1 二国間協力 制度整備等の支援



< 例 >

- タイ：2016年3月、タイ王国工業省と産業廃棄物の管理に関する協力覚書を締結
- ベトナム：3R・廃棄物処理に係る法令作成支援
- フィリピン：廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等

【主な進行中の案件】

ミャンマー国ヤンゴン市におけるJCM資金支援事業による廃棄物発電施設の設計・建設
・焼却炉（60t/日処理規模）が2017年4月に竣工。



2 多国間協力 アジア太平洋3R推進フォーラム



- ・第8回会合を2018年4月9日～12日にインドール（インド）にて開催。
- ・アジア諸国・太平洋島嶼国等（40カ国以上）の大臣・副大臣級、国際機関及び援助機関など700名超が参加。

フィリピン国ダバオ市での廃棄物発電事業にかかる準備調査・事業化検討

・廃棄物焼却施設（600t/日処理規模）を建設し、発電・エネルギー回収を行う事業。（北九州市と連携）

インドネシアにおける廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラム

・廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、ビジネスモデル確立、訪日研修実施、日尼合同委員会開催などの包括的な支援を提供。

株式会社西原商事

【本社】北九州市 【資本金】1千万円 【設立】1980年

- 外務省「中小企業等の海外展開支援事業(ODAを活用した中小企業等の海外展開支援のための委託調査業務)」にて実施(2013年10月～2016年10月)。
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12265682.pdf
- 2013年にスラバヤ市に施設を建設し、現地人材のキャパシティ・ビルディングを実施。
- JICA事業終了後、施設はスラバヤ市に譲渡。現在、西原商事は運営に係わっていない。

【従業員】20名 【処理能力】15t/日

【事業内容】

スラバヤ市に設置したリサイクル工場で、市内で発生した一般ごみを収集し、手作業で分別を行う。一般ごみは「生ごみ」「金属ゴミ」「プラスチック」「紙くず」に分けられる。生ごみは市内の別敷地にあるコンポストセンターで堆肥化し、農業団体に販売している。プラスチック、紙くずはプレス処理を行いリサイクル業者に販売している。



中間処理施設



手作業による分別作業



生ごみのコンポスト化作業

株式会社市川環境エンジニアリング

【本社】千葉県市川市 【資本金】50百万円 【設立】1971年

- 環境省「H23年度静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業」にてF/S実施
- 2016年5月に現地法人DAI DONG ENVIRONMENT SOLUTIONS CO., LTD.を設立
【資本金】約2,500万円
【株主】市川環境エンジ : 51%、URENCO11 (ハノイ市の廃棄物処理公社) : 49%
【本社】Hung Yen省 Van Lam District, Dai Dong 地区

【事業内容】

ベトナムにある製紙工場等、現在石炭を熱源としている工場・作業所に対して、製紙スラッジ並びにマテリアルリサイクルに廻りにくい廃プラスチックを主原料とした再生燃料 (Recycled Paper and Plastic Fuel; RPF)を製造販売並びに供給する事業



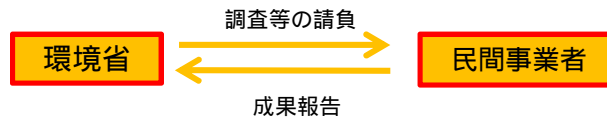
RPF



背景・目的

開発途上国は急激な経済成長の途上であり、環境汚染の懸念
我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する
本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する

事業スキーム



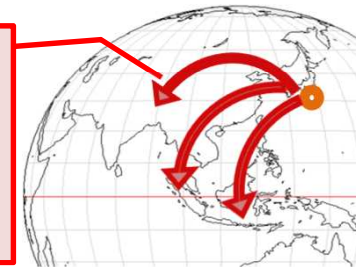
期待される効果

適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開 → 世界規模での環境負荷低減に貢献
循環産業の活発な国際展開 → 我が国経済の活性化

事業概要

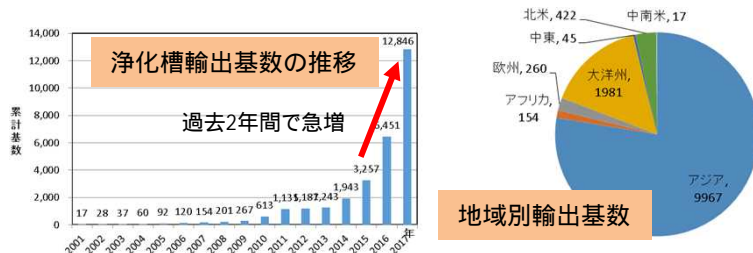
政府、自治体、事業者等が相互に連携し、制度の導入支援と、廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムの輸出をパッケージ化
二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけ、戦略的に支援

・国際展開に踏み出せる事業者を対象
・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

- (1) アジア諸国の3R・廃棄物処理・浄化槽関連情報の収集、情報提供、我が国循環産業・技術の海外発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応
- (4) 集合処理・個別処理の長所を踏まえた污水处理施設普及案件形成、及び制度・維持管理体制整備



我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

海外展開の具体的な計画段階にある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対する、事業実現のための支援

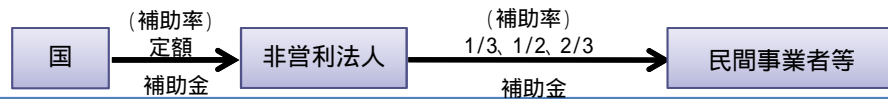
- (1) 事業実現可能性(FS)調査(新規参入枠・自治体連携も考慮)
- (2) 情報発信・現地合同ワークショップ等で事業実施の協力関係構築
- (3) 事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発事業
- (4) アフリカのきれいな街プラットフォームの取組促進(アフリカの廃棄物管理向上方策策定)
- (5) ASEAN6国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー)における取組促進(ガイドライン作成、入札情報収集など)
- (6) 中東等における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)

背景・目的

- 優れた低炭素技術は国際的な地球温暖化対策の強化に不可欠であるが、その普及には途上国との協働により、これらの国のニーズに適した低炭素製品・サービスのイノベーション及び市場創出が必要となる。
- 本事業では途上国向け技術のシステム化、複数技術パッケージ化等による、我が国の強みである質の高い環境技術・製品のカスタマイズ・普及を通じて低炭素社会を構築し、我が国と途上国の協働を通じて、双方に裨益あるイノベーション(コ・イノベーション)を創出する。
- このコ・イノベーションにより、国内の技術開発への還元や他の途上国への波及等につなげていく。

事業スキーム

実施期間: 31年度(2019年度) ~ 35年度(2023年度)



政策目標

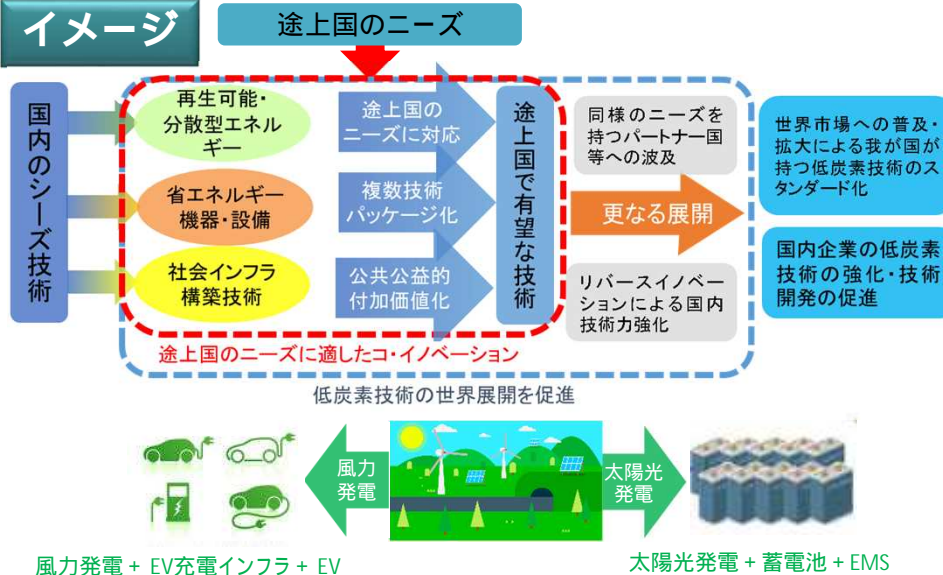
- 途上国に優れた低炭素技術を普及し、CO2排出削減による低炭素社会の構築を実現するとともに、途上国に適した低炭素製品・サービスのイノベーション及び経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげる。

事業概要

以下の途上国向け技術によるコ・イノベーション事業を実施

- システム技術の例
マイクログリッド、地域冷房・最適制御 等
- 複数技術のパッケージ化の例
風力発電 + EV充電インフラ + EV、太陽光発電 + 蓄電池 + EMS、廃棄物発電 + IoT化、堆肥化 + バイogas発電、ソフト面 + ハード面のパッケージ化 等

イメージ



【複数技術パッケージ化の例】

- ・ディーゼル発電依存度が高い離島における、再生可能エネルギーと蓄電池を制御するEMSの開発



再生可能エネルギーによる発電と蓄電をEMSで制御することにより、自律的に一定時間・一定量の電力安定供給を行う。



従来のディーゼル発電機に依存した社会システム構造に再エネ由来の電力安定供給を付加
ディーゼル発電機への依存度が低下しCO2削減に寄与

< 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)における取組 >

国連環境計画(UNEP)の地域海行動計画の1つ。

日本、韓国、中国、ロシアによる海洋環境保全を目的としている。

平成19年～現在：地域行動計画(RAP MALI)

- ・各国政府による海洋ごみに関する情報共有
- ・ワークショップ、海岸清掃キャンペーンの実施(平成30年6月に釜山で実施)



2018 NOWPAP ICC

< 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)における取組 >

日中韓三カ国の環境大臣が、本地域及び地球規模の環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化するための会合。

TEMU: Tripartite Environment Ministers Meetingの略称

平成30年6月のTEMU20(中国・蘇州)において、中川大臣から、G20においては、海洋ごみも課題として取り上げる予定であり、三カ国のリーダーシップを発揮して、海洋ごみ対策に取り組むことを提案した。両国から、本課題に対する重要性の認識が示された。



TEMU19

写真は差し替え予定

< 日中高級事務レベル海洋協議 >

日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズム。

平成31年12月、第10回会議が中国・嘉興市で開催。

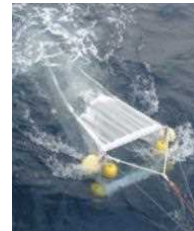
- 日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム第2回会合及び第2回日中海洋ごみワークショップを2019年に日本で同時に実施し、また、海洋ごみ共同調査を2019年に中国で実施し、この分野における協力・交流を更に推進することで一致。

平成27年度 G7エルマウ・サミット(平成27年6月)において、G7で初めて、海洋ごみが世界的な問題であることの認識が首脳宣言に盛り込まれ、「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」が策定。

平成28年度 G7富山環境大臣会合(平成28年5月)において、エルマウ・サミットで合意された「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」及びその効率的な実施の重要性を再確認するとともに、G7として各国の状況に応じ、優先的施策()の実施にコミット。
 () 廃棄物管理に関するG7及び関係国間でのベストプラクティスの共有、マイクロプラスチック分解前段階でのプラスチックごみの回収・処理、海洋ごみ削減に向けた国際協力、発生抑制に関する啓発・教育活動、マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和等
 →マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和について、日本が主導

◆ マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和に関する国際専門家会合(平成28年12月東京)を開催し、下記について確認・合意。

- マイクロプラスチックのモニタリング手法・計測項目に関するrecommendationの作成
- 2次元マップ(世界の海域の漂流マイクロプラスチック濃度分布図)の重要性の認識
そのために必要な相互比較のための共同実験の実施
- 2次元マップ作成に向けたパイロットプロジェクトの提案
 - 分析誤差の調査
平成29年度に実施
 - サンプリング誤差の調査
平成30年度に実施(実施中)



九州大学 磯辺研究室提供



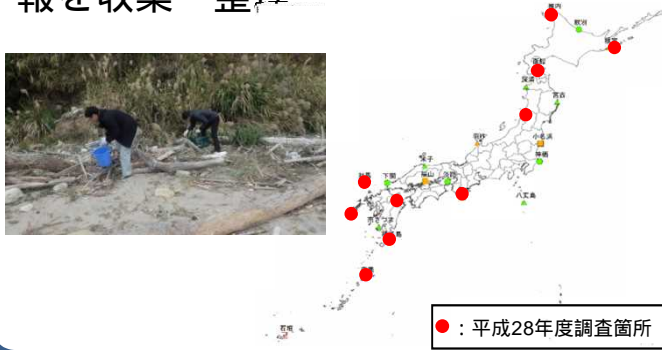
◆ 平成30年度中にガイドラインをとりまとめるとともに、2019年度は東南アジア数カ国とともに調査の実証実施を行うとともに、人材育成のための研修に招聘する。

調査・モニタリング

環境省では、全国の海岸においてモニタリング調査等を実施するとともに、沿岸海域・沖合海域において、漂流ごみの目視調査、マイクロプラスチック(マイクロビーズを含む)の採取、海底ごみの採取を実施。

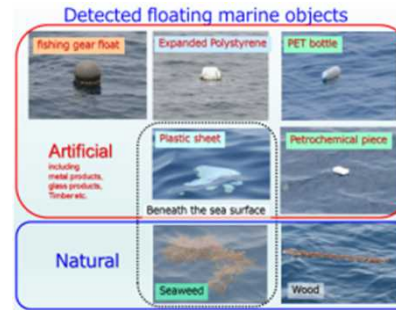
漂着ごみ調査

海岸をモニタリング調査し、漂着ごみの量や種類、組成、ペットボトルの製造国(言語表記)等の情報を収集・整理



漂流ごみ調査

沿岸海域または沖合海域において、船上から海面上のごみを目視で確認し、海域別のごみの密度及び現存量を推定



海底ごみ調査

沿岸海域または沖合海域において、底曳き網により、海底ごみを採取・分類し、海域別のごみの密度及び現存量を推定



採取

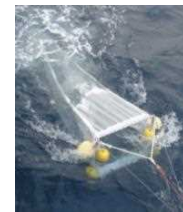


マイクロプラスチック調査

マイクロプラスチックについて、その海洋汚染の実態把握を推進。具体的には、

- ・日本周辺海域等における分布状況
- ・マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量

を把握するための調査を実施



～海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究～

目標：海洋プラスチック汚染の実態解明と地球規模での将来予測

全球のプラスチック循環モデルを構築し、将来のマイクロプラスチック浮遊量を推算する。マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響を評価する。モデルの精度検証や今後のモニタリングの高度化・加速化を可能とする、海洋プラスチックごみをモニタリング・計測する標準的な手法を提示する。

テーマ1 海洋プラスチックごみの沿岸～地球規模での海洋中の分布状況及び動態に関する実態把握及びモデル化

地球規模でのプラスチック循環モデルの構築と将来予測
海洋プラスチックごみの大洋内及び大洋間動態の物理過程のモデル化
海洋プラスチックごみの沿岸海洋における動態解明とモデル化
海洋プラスチックごみの循環モデルに要するパラメタリゼーションの研究

テーマ2 海洋プラスチックごみ及びその含有化学物質による生態影響評価

海洋プラスチック及びその含有化学物質の海洋環境における分布と動態
マイクロプラスチックの生物影響評価
海洋プラスチック(マクロ及びマイクロプラスチック)の海洋生態系への影響評価

テーマ3 海洋プラスチックごみのモニタリング・計測手法等の高度化

各種技術等を活用した漂流ごみ等(マイクロプラスチックを含む)のモニタリング・計測手法の高度化
海底堆積物中のプラスチックごみの計測技術の高度化
漂着ごみ等のモニタリング・計測手法の高度化

背景・目的

日本には毎年多くの海洋ごみが発生し、近年は、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸念され、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されたところ。これを受け、環境省は、海洋における調査に加え、海洋ゴミの一因とされる河川のマイクロプラスチックの実態調査を行い、効果的な海洋ごみの発生抑制につなげる必要がある。

平成30年度実施内容

平成30年度は31年度実施内容の準備として以下を実施

- ・文献調査
- ・有識者ヒアリング
- ・試行的な採取等調査（多摩川・鶴見川）

平成31年度以降（今後の予定）

- ・河川等におけるマイクロプラスチック調査方法の確立
- ・実態調査実施（サンプリング・分析等）
- ・河川から海洋への流入量概算 等

調査概要



調査対象河川（平成30年度）

実施イメージ



資料採取



河川調査地点（平成30年度）

- 多摩川調査地点
（上流1地点、中流1地点、下流1地点、支流4地点）
- 鶴見川調査地点
（上流1地点、中流1地点、下流1地点、支流4地点）